

※ 本公募は、令和6年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

令和6年度農山漁村振興交付金 (都市農業機能発揮対策(都市農業共生推進等地域支援事業)) 公募要領

第1 はじめに

都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を有しており、これらの機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、その振興を図る必要があります。

このため、農山漁村振興交付金(以下「振興交付金」という。)を交付し、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組、都市の防災協力農地の防災機能の一層の発揮のための取組、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組、都市部の空閑地を活用した都市農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

振興交付金の応募方法、交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)及び農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)実施要領(案)(以下「実施要領案」という。)を必ず確認していただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：令和6年2月9日(金)から令和6年2月28日(水)まで

第2 事業内容等

この要領により公募を行う事業は次のとおりであり、事業内容、事業実施主体、選定要件、交付率、上限額及び事業実施期間は別表1に定めるとおりです。

1 地域支援型

- (1) 都市住民と共生する農業経営への支援
- (2) 情報発信(マルシェ開催等)に関する支援
- (3) 防災協力農地の機能の強化への支援

2 モデル支援型

- (1) 都市農業における有機農業等の普及への支援
- (2) 都市における農村ファンの拡大への支援
- (3) 都市部における防災機能の強化への支援

3 都市農地創設支援型

- (1) 宅地等の農地転換による都市農地の創設への支援
- (2) 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出への支援
- (3) 三大都市圏の特定市以外における生産緑地地区の導入促進への支援

第3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添様式）

農山漁村振興交付金事業実施提案書（以下「提案書」という。）には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。事業の目標の設定に当たっては、別表2の例を参考にしてください。

なお、交付対象事業費の内容、構成及び積算は、別紙1から別紙6までに定めるとおりです。

(2) 提案書に添付する資料

提案書には、次のアからクまでの資料を添付してください。

ア 団体の代表者や会計処理、意思決定方法等が分かる資料（設立趣意書、定款、規約等。なお、当該資料が策定されていない場合は、案の内容を示す文書等でも可とします。）

イ 提案者の財務状況が分かる資料（過去の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等）

ウ 連携する団体等がある場合には、その団体等の概要が分かる資料

エ 事業費の積算資料

オ 取組を実施する農地の区域を確認できる資料（市区町村が発行する都市計画証明等）

カ 第2の1の（1）、2の（1）及び（2）並びに3の（1）、（2）及び（3）

に係る簡易な施設整備を実施される場合は、整備の概要を示す以下の資料

（ア）整備予定地の現状写真、計画地区位置図及び計画施設平面図（イメージが分かるもので可とします。）

（イ）施設の規模決定根拠資料

（ウ）施設の管理規程又は利用規程（実施要領案第12を御参照ください。）

キ 第2の1の（3）及び2の（3）に係る簡易な施設整備を実施される場合は、整備の概要を示す以下の資料

（ア）整備予定地の現状写真、計画地区位置図及び計画施設平面図（イメージが分かるもので可とします。）

（イ）施設の規模決定根拠資料

（ウ）施設の管理規程又は利用規程（実施要領案第12を御参照ください。）

（エ）取組を実施する農地が人口集中地区内に存在することが確認できる資料

（オ）事業実施予定の農地が概ね300㎡以上の農地であることが確認できる資料

ク 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく地区防災計画と関連した取組、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画と関連した取組、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連した取組等がある場合は、それらの取組との関連が確認できる資料

※人口集中地区については、総務省ホームページ内（https://www.stat.go.jp/data/chiri/map/c_koku/kyokaizu/index.html）の令和2年度国勢調査都道府県別境界図を御参照ください。

※地方公共団体が提案者である場合には、上記ア及びイは必要ありません。

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体はA4判10ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の別紙の4～11を指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 10ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは11ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

(2) 過去の交付決定の取消

提案者が、提案書及び添付資料（以下「提案書類」という。）の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

(3) 過去に都市農業機能発揮対策事業（都市農業共生推進地域支援事業）の交付を受けた方は第2の1の（1）及び（2）の取組に応募することはできません。また、都市農業機能発揮対策事業（防災協力農地等地域支援事業）の交付を受けた方は第2の1の（3）の取組に応募することはできません。

(4) 過去に農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策のうち都市住民と共生する農業経営の実現）の交付を受けた方は第2の1の（1）及び（2）の取組に応募することはできません。また、農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策のうち防災協力農地の機能の強化）の交付を受けた方は第2の1の（3）の取組に応募することはできません。

3 提案書等の提出方法等

(1) 提出方法

提案書類の提出は、第8に記載する書類提出先への郵送又は宅配便（バイク便を含む。）による提出のほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で電子申請いただけます。なお、電子申請の詳細については、こちら（<https://e.maff.go.jp>）から御確認ください。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAXによる提出は、受け付けません。

(2) 提出期限

令和6年2月28日（水）17時まで（郵送の場合は同日必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書において事業実施主体として不適格と判断される記載がある場合、提案書類に虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

- イ 提出する提案書類は、事業ごとに、提案者1者につき1点に限ります。
- ウ 提案書類の提出部数は1部です。（提出いただく提案書類につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようA4片面クリップ留め、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による電子申請の場合はA4サイズで印刷可能な設定で御提出ください。）
- エ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません。
- オ 提出された提案書類については、機密保持に努め、国の審査以外には使用いたしません。
- カ 提出された提案書類については、必要に応じて内容について問合せをいたします。

第4 説明会の開催

説明会は実施しません。

事業については、別添の「パンフレット」を御参照ください。

また、事業の説明動画を下記のURLに掲載しておりますので御確認ください。

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=-IdAogwMpkU>

第5 提案書の選定等

1 審査方法

農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が、外部有識者等からなる選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、2に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリングによる審査を行い、それらの審査結果を基に予算の範囲内において振興交付金を交付する候補者（以下「交付候補者」という。）の案を決定します。

なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

審査は、別紙7の1から別紙7の9までに掲げる内容に基づき行います。

3 選定結果の通知等

農村振興局長は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

また、その当該通知においては、第6の1の申請に関する条件を付することがあります。

選定の通知は、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途、必要な手続を経てください。

交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、交付候補者とならなかった提案者の中から、交付候補者を選定する場合があります、その際には、該当する提案者に対して事前に連絡します。

第6 事業の実施及び振興交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

交付候補者は、農村振興局長から交付候補者となった旨の通知を受けてから1月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を事業承認者に申請し、その承認を受けてください。

なお、振興推進計画等の事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、交付候補者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため、以下の資料が必要となりますので、振興推進計画等に添付してください。対象経費の精査の結果、一部の経費が振興交付金の対象経費として認められない場合がありますので御了承願います。

（1）賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。

（2）旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

（3）委託料については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料等

（4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、対象経費を確認する根拠資料

2 振興交付金の支払手続

農村振興局長は、振興推進計画等を承認したときは、交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。

交付候補者は、割り当てられた振興交付金の額を踏まえ、速やかに、交付等要綱の第10に定める交付申請書を作成し、農林水産大臣に提出してください。

農林水産大臣は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、交付決定通知の通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

（1）交付候補者は、振興交付金の対象となる事業を実施した年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、交付等要綱の第21に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、農林水産大臣に提出してください。

（2）その後、農林水産大臣は、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された交付対象経費について交付する額を確定し、確定通知を送付します。当該確定通知後、振興交付金が支払われます。

（3）事業終了前の支払（概算払）が認められる場合は制限されていますので御注意ください。

第7 事業実施に当たっての留意事項

1 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の

選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は交付候補者の選定の決定若しくは振興交付金の交付決定が取り消されることがあります。

2 事業の推進

交付候補者は、交付等要綱及び実施要領案(以下「交付等要綱等」という。)の内容を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書、計画変更に伴う各種承認申請書、報告書については、示された提出期限を遵守してください。

3 振興交付金の経理

交付候補者は、交付を受けた振興交付金の経理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。)の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 交付を受けた振興交付金の経理に当たって、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。)に基づき、適正に執行すること。
- (2) 振興交付金の経理を、他の事業等と区分し、交付候補者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該交付候補者の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該交付候補者が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類(借入金融機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について、農村振興局長に報告すること。

なお、交付候補者が、本事業に要する経費のうち自己負担分の確保ができず、交付事業の遂行ができないことが明らかとなった場合、農林水産大臣は、補助金適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。

また、農林水産大臣は、交付候補者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

4 成果物等の帰属

交付候補者が本事業の実施により作成した著作物(WEB サイト、ポスター、リーフレット、図、表、写真、動画、データ等)に関する著作権は、交付候補者に帰属します。なお、交付候補者は、農林水産省が公共の利益のため特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求める場合には、当該権利の無償利用を農林水産省又は農林水産省が指定する者に対して許諾することとします。

また、交付候補者は、本事業の実施期間中及び本事業の実施期間終了後 5 年間に於いて、本事業の成果として生じた著作権について、農林水産省以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長に協議して承諾を得ることとします。

なお、本事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても同様にこれらの条件を遵守することとし、交付候補者と交付事業の一部を受託する団体との間におけ

る事業成果の取扱いについては、本事業の開始前に、両方で協議・調整を行ってください。

5 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた振興交付金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ交付候補者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

交付候補者は、本事業により得られた成果について、広く普及啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、交付候補者が新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表する際には、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

6 事業成果等の評価に係る協力

提案が採択された場合には、振興交付金の提案者に対し、事業評価年度以降も事業実施に伴う事業効果の把握のための調査について協力をお願いすることがあります。調査には必ず協力してください。また、調査内容によっては、関係する団体やその構成員に御協力をいただくこともありますので、あらかじめ周知していただくようお願いします。

なお、事業実施後の評価及び事業の遂行状況の報告等については、交付等要綱第7及び実施要領案に定めているほか、令和5年度事業の評価について定めた「農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について」の制定について（令和5年4月1日付け4農振第3553号農村計画課長・都市農村交流課長通知）が同様に令和6年度事業に適用されることが想定されるため、事業実施中及び実施後の手続の参考としてください。

7 交付事業における利益等排除

交付事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、交付対象事業の実績額の中に交付候補者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、振興交付金の交付目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

（1）利益等排除の対象となる調達先

交付候補者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア 交付候補者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 交付候補者の関係会社（交付候補者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに交付候補者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

（2）利益等排除の方法

ア 交付候補者の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 交付候補者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

8 収益状況の報告及び納付

交付候補者は当該事業により収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた振興交付金の額を限度として、当該振興交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

9 振興交付金の返還について

振興交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して振興交付金を使用した場合は、振興交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがあります。

10 罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、担当者の出勤状況により、お問合せに即時に対応できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。

（問合せ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ）

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 都市農業室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL : 03-3502-5848（直通）
--

別表 1（第 2 関係）

事項	具体的な事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び上限額	事業実施期間
1 地域支援型					
（１）都市住民と共生する農業経営への支援	都市住民と共生する農業経営の実現に向けた取組を推進するため、以下の活動等を支援する。 （１）都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討及び地域住民等が享受している都市農業の機能についての理解醸成 （２）都市農地の周辺環境対策等に必要となる以下に掲げる簡易な施設の整備 ア 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設 イ 農作業体験のための附帯施設その他当該農地の利用に必要な施設	市街化区域内の農地を有する市区町村と都市農業者、市民農園開設者、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター、都市住民、食品関連事業者、教育関係者、民間企業、特定非営利活動法人、経営コンサルタント、税理士等（以下「都市農業関係者」という。）により構成される地域協議会	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 （１）市区町村が事業実施主体と連携している、又は事業実施主体の構成員であること。 （２）事業実施区域が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項又は第2項の規定による都市計画区域内に所在すること。 （３）具体的な事業内容の（２）のイに取り組み農地が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内の農地であって、以下のいずれかに該当する農地であること。 ア 生産緑地法（昭和48年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地 イ 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 （１）交付率は、定額とする。 （２）各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり250万円とする。このうち、具体的な事業内容の（２）に取り組み場合の助成額の上限は、150万円又は具体的な事業内容の（２）の事業に対する助成額の2分の3を超えない額のいずれか低い額とする。	2年以内

			(4) 具体的な事業内容の(2)に取り組む場合は、具体的な事業内容の(1)と併せて実施すること。 (5) 実施要領案第8に掲げる基準に適合するものであること。		
(2) 情報発信に関する支援	都市農業者と都市住民が直接触れ合うマルシェの開催など、都市農業者と消費者である都市住民の交流促進のための取組を支援する。	1 市区町村 2 農業協同組合 3 特定非営利活動法人 4 民間企業 5 地域住民、農業者、農業法人等の組織する団体（代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について規約等が整備されているものに限る。） 6 農村振興局長が特に必要と認める団体	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 事業実施区域が、都市計画法第5条第1項又は第2項の規定による都市計画区域内に所在すること。 (2) 事業実施区域が、原則として複数の市町村区域にまたがるものであること。 ただし、特別区及び政令指定都市にあっては、市区内において実施することが適当であると農村振興局長が認める場合は、この限りでない。 (3) 実施要領案第8に掲げる基準に適合するものであること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり100万円とする。	2年以内
(3) 防災協力農地の機能の強化への支援	都市農業の多様な機能の一つである防災機能を強化するため、地方公共団体、都市農業者及び都市住民で組織する団体等を対象として以下の活動を支援する。	1 市区町村 2 市区町村が出資する団体 3 農業協同組合 4 土地改良区	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 市区町村が事業実施主体と連携している、又は事業実施	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額	2年以内

	(1) 防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知 (2) 防災協力農地に指定された都市農地及び附帯する農業関連施設の維持管理等の活動及び都市農地の防災機能を強化するために必要な簡易な施設の整備	5 特定非営利活動法人 6 一般社団法人、一般財団法人 7 公益社団法人、公益財団法人 8 地域住民、農業者、農業法人等の組織する団体（代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について規約等が整備されているものに限る。） 9 農村振興局長が特に必要と認める団体	主体の構成員であること。 (2) 防災協力農地として指定する又は指定しようとする農地が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内の農地であって、以下のいずれかに該当する農地であること。 ア 生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地 イ 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (3) 実施要領案第8に掲げる基準に適合するものであること。	とする。 (2) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり150万円とする。このうち、具体的な事業内容の(2)に取り組む場合の助成額の上限は、50万円又は本事業に要する総事業費の2分の1の額のいずれか低い額とする。	
--	---	---	---	---	--

2 モデル支援型

(1) 都市農業における有機農業等の普及への支援 (2) 都市における農村ファンの拡大への支援	事項2の(1)は、都市農業における脱炭素化、化学農薬・化学肥料の使用の低減等の環境負荷軽減に向けて取り組む以下の(1)及び(2)の活動等を支援する。 事項2の(2)は、都市住民、企業等による都市農業との関わりを契機として、農山漁村との関係人口の創出・地方への人の流れを加速させるために取り組む以下の(1)及び(2)の活動等を支援する。 (1) 都市住民と共生する農業経営の実現	1 都道府県 2 市区町村 3 農業協同組合連合会、農業協同組合 4 農業委員会ネットワーク機構 5 社会福祉法人 6 特定非営利活動法人 7 一般社団法人、一般財団法人 8 公益社団法人、公益財団法人	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 事項2の(1)又は(2)の取組を複数の地域又は業種が連携して一体的に実施すること。 (2) 事業実施区域が、都市計画法第5条第1項又は第2項の規定による都市計画区域内に所在すること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり700万円とする。このうち、	2年以内
---	---	---	--	--	------

	に向けた取組を推進するため、以下の活動等。 ア 都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討及び地域住民等が享受している都市農業の機能についての理解醸成 イ 都市農地の周辺環境対策等に必要なとなる以下に掲げる簡易な施設の整備 (ア) 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設 (イ) 農作業体験のための附帯施設その他当該農地の利用に必要な施設 (2) 都市農業者と都市住民が直接触れ合うマルシェの開催など、都市農業者と消費者である都市住民の交流促進のための取組	9 商工会、商工会議所、観光協会 10 民間企業 11 生活協同組合連合会 12 農村振興局長が特に必要と認める団体	(3) 具体的な事業内容の(1)のイに取り組む農地が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内の農地であって、以下のいずれかに該当する農地であること。 ア 生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内の農地 イ 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (4) 実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイントや留意点等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること。 (5) 実施要領案第8に掲げる基準に適合するものであること。	具体的な事業内容の(1)のイに取り組む場合の助成額の上限は、150万円又は本事業に要する総事業費の2分の3を超えない額のいずれか低い額とする。	
(3) 都市部における防災機能の強化への支援	都市農地を活用した都市防災の機能の向上を図るため、都市住民、都市農業者、地方自治体の関係部局等が連携して取り組む以下の活動を支援する。 (1) 防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知	1 都道府県 2 市区町村 3 農業協同組合連合会、農業協同組合 4 農業委員会ネットワーク機構 5 社会福祉法人 6 特定非営利活動法人	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 複数の地域又は業種が連携して一体的に実施すること。 (2) 市区町村が事業実施主体と連携していること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 各年度の助成	2年以内

	(2) 防災協力農地に指定された都市農地及び附帯する農業関連施設の維持管理等の活動並びに都市農地の防災機能を強化するために必要な簡易な施設の整備	7 一般社団法人、一般財団法人 8 公益社団法人、公益財団法人 9 商工会、商工会議所、観光協会 10 民間企業 11 生活協同組合連合会 12 農村振興局長が特に必要と認める団体	(3) 防災協力農地として指定する又は指定しようとする農地が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内の農地であって、以下のいずれかに該当する農地であること。 ア 生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内の農地 イ 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (4) 実施した活動を他地域へ波及させるため、実施に当たってのポイントや留意点等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること。 (5) 実施要領案第8に掲げる基準に適合するものであること。	額の上限は、1事業実施主体当たり700万円とする。具体的な事業内容の(2)に取り組む場合の助成額の上限は、50万円又は本事業に要する総事業費の2分の1の額のいずれか低い額とする。	
3 都市農地創設支援型					
(1) 宅地等の農地転換による都市農地の創設への支援	新たな都市農業経営の展開、都市農地の増加等による都市住民の農業への理解を促進するため、農業関係団体、民間事業者等が主体となって、地域の住民、地方公共団体、有識者等が参加する体制を整備し、以下の活動等を支援する。	都道府県、市区町村、都市農業関係者等により構成される団体	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 事業実施主体が地方公共団体のみで構成されている組織でないこと。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。	2年以内

	(1) 都市農地を創設するための取組 (2) (1) により創設した都市農地の周辺環境対策等が必要となる以下に掲げる簡易な施設の整備 ア 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止し、又は低減するための施設 イ 農作業体験のための附帯施設その他当該都市農地の利用に必要な施設		(2) 事業実施区域が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内に所在すること。 (3) 具体的な事業内容の(2)に取り組む場合、以下のいずれかに該当すること。 ア 生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区に今後、指定される見込みがあること。 イ 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法第4条に規定する市町村基本計画等において、今後保全の方針が示される見込みがあること。 (4) 実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイントや留意点等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること。 (5) 実施要領案第8に掲げる基準に適合するものであること。	(2) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり600万円とする。このうち、具体的な事業内容の(2)に取り組む場合の助成額の上限は、150万円又は具体的な事業内容の(1)の事業に対する助成額の2分の3を超えない額のいずれか低い額とする。	
(2) 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出への支援	都市の空閑地の活用による農業への理解の醸成及びコミュニティ機能の向上を促進するため、農業関係団体、民間事業者等が主体となって、地域の住民、地方公共団体、有識者等が参加する体制を整備し、以下の活動等を支援する。	都道府県、市区町村、都市農業関係者等により構成される団体	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 事業実施主体が地方公共団体のみで構成されている組織でないこと。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。	2年以内

	(1) 農的空間を創出するための取組 (2) (1) により創出した農的空間の周辺環境対策等が必要となる以下に掲げる簡易な施設の整備 ア 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止し、又は低減するための施設 イ 農作業体験のための附帯施設その他当該農的空間の利用に必要な施設		(2) 事業実施区域が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内に所在すること。 (3) 具体的な事業内容の(2)に取り組む場合、今後農的空間として適切に、保全し、又は利用することが都市農業関係者の間で合意されていること。 (4) 実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイントや留意点等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること。 (5) 実施要領案第8に掲げる基準に適合するものであること。	(2) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり600万円とする。このうち、具体的な事業内容の(2)に取り組む場合の助成額の上限は、150万円又は具体的な事業内容の(1)の事業に対する助成額の2分の3を超えない額のいずれか低い額とする。	
(3) 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地地区の導入促進への支援	都市農業の多様な機能が持続的に発揮されるよう、市街化区域内の農地の保全に向け、生産緑地地区を定めることを推進するため、都市住民、都市農業者、地方公共団体の関係部局等が連携する体制を整備し、以下の(1)及び(2)の活動等を支援する。 (1) 選定要件の(2)に規定する三大都市圏の特定市以外の市町村が生産緑地地区を定めるための支援 (2) 生産緑地地区内の農地又は事業実施期間内に生産緑地地区が定められ、当	都道府県、市区町村、都市農業関係者等により構成される団体	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 事業実施主体が地方公共団体のみで構成されている組織でないこと。 (2) 特別区(地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する特別区をいう。)若しくは首都圏(首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第1項に規定する首都圏をいう。)、近畿圏(近畿圏整	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり600万円とする。このうち、具体的な事業内容の(2)に取り	2年以内

	該生産緑地地区の区域に含まれることが確実な農地の周辺環境対策等が必要となる以下に掲げる簡易な施設の整備 ア 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止し、又は低減するための施設 イ 農作業体験のための附帯施設その他当該都市農地の利用に必要な施設		備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に規定する近畿圏をいう。）及び中部圏（中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第1項に規定する中部圏をいう。）の政令指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の区域又は首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成市街区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にある市町村（特別区を含む。具体的な事業内容の(1)及び(2)において同じ。）以外の市区町村で実施される取組であること。 （3）都市計画法第7条の規定による市街化区域をその全部又は一部を含む市町村が事業実施主体と連携していること又は市町村が事業実施主体の構成員であること。 （4）事業実施区域が都市計画法第7条の規定による市街化区域内に所在すること。 （5）具体的な事業内容の（2）	組む場合の助成額の上限は、150万円又は具体的な事業内容の（1）の事業に対する助成額の2分の3を超えない額のいずれか低い額とする。	
--	--	--	--	--	--

			の対象となる農地が、生産緑地地区の区域内の農地又は事業実施期間内に生産緑地地区が定められ当該生産緑地地区の区域に含まれることが確実な農地であること。 (6) 実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイントや留意点等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること。 (7) 実施要領案第8に掲げる基準に適合するものであること。		
--	--	--	--	--	--

別表 2 (第 3 の 1 関係)

目標及び指標の例

事業内容	目 標	指 標	単位
1 都市住民と共生する農業経営に向けた取組			
都市農業推進協議会の開催	都市農業の機能についての理解促進	協議への参加者数	人/回
住民向けのシンポジウム等の開催	〃	シンポジウム等への参加者数	人/回
簡易な施設整備			
農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設整備	都市農地の保全・都市農業の振興	施設整備に伴う生産量の維持・拡大	農地面積 m ²
	〃	施設整備に伴う周辺住民の生活安定	人
農作業体験のための附帯施設整備	都市農業の理解醸成	利用者数	人
2 情報発信活動			
マルシェの開催	現場からの情報発信	マルシェの来場者数	人/回 延べ人数
	〃	売上額	円
	〃	都市農業への理解度の向上	%、 人/人中
3 防災協力農地の機能強化の取組			
住民向け説明会等の開催	都市住民等の理解促進	説明会等への参加者数	人/回
意義周知資料の作成	〃	都市農業機能への理解度の向上	%、 人/人中
新たな協定の締結に向けた取組	協力農家の掘り起こし	農家への意向調査、訪問説明数、協力農家数、協力農地面積	件/年 m ²
防災訓練の実施	地域の協力体制の強化	訓練参加者数	人/回
簡易な施設整備			
防災兼用井戸の整備	都市農地の保全・都市農業の振興	安定した用水確保に伴う生産量の維持・拡大	農地面積 m ²
	災害時における雑用水の確保	揚水量	リットル/分
ほ場進入路の拡幅	都市農業の振興	進入路拡幅に伴う生産性の向上	農地面積 m ²
	災害時の避難効率向上	災害時に想定する避難者数	人

4 都市農地の創設に向けた取組			
住民向け説明会等の開催	都市住民の理解促進	説明会等への参加者数	人/回
意義周知資料の作成	〃	都市農業機能への理解度の向上	%、人/人中
簡易な施設整備			
農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設整備	都市農地の保全・都市農業の振興	施設整備に伴う生産量の維持・拡大	農地面積 m ²
	〃	施設整備に伴う周辺住民の生活安定	人
農作業体験のための附帯施設整備	都市農業の理解醸成	利用者数	人
5 農的空間の創出に向けた取組			
意義周知資料の作成	都市住民の理解促進	都市農業機能への理解度の向上	%、人/人中
簡易な施設整備			
農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設整備	農的空間の保全・都市農業の振興	施設整備に伴う生産量の維持・拡大	農的空間面積 m ²
	〃	施設整備に伴う周辺住民の生活安定	人
農作業体験のための附帯施設整備	都市農業の理解醸成	利用者数	人
6 生産緑地地区の導入に向けた取組			
住民向け説明会等の開催	都市住民の理解促進	説明会等への参加者数	人/回
意義周知資料の作成	〃	都市農業機能への理解度の向上	%、人/人中
簡易な施設整備			
農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設整備	都市農地の保全・都市農業の振興	施設整備に伴う生産量の維持・拡大	農地面積 m ²
	〃	施設整備に伴う周辺住民の生活安定	人
農作業体験のための附帯施設整備	都市農業の理解醸成	利用者数	人

別紙 1（第 3 の 1 関係）

農山漁村振興交付金の対象経費

都市農業共生推進等地域支援事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当等）（本事業の業務を実施するための労働の単価として労働時間に応じて支払う経費（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14 研修費	実践研修に要する経費等

別紙 2（第 3 の 1 関係）

施設整備事業の対象経費は、以下及び別紙 3、4、5 及び 6 のとおりとする。

1 簡易な基盤整備

区画整理等の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費関係 (a) 工事費 (b) 測量設計費 (c) 機械器具費 (d) 営繕費 (e) 全体実施設計費	支給品費を含む。 工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費 工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が工事期間を超えるものを除く。） 工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入に必要な経費
2 工事雑費	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3019 号農林水産省農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の 2 によるものとする。

2 機械器具

機械器具の購入に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 機械器具費 (a) 本機購入費 (b) 付属機械器具購入費	機械器具は汎用性がないものに限る。
2 工事雑費	本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料

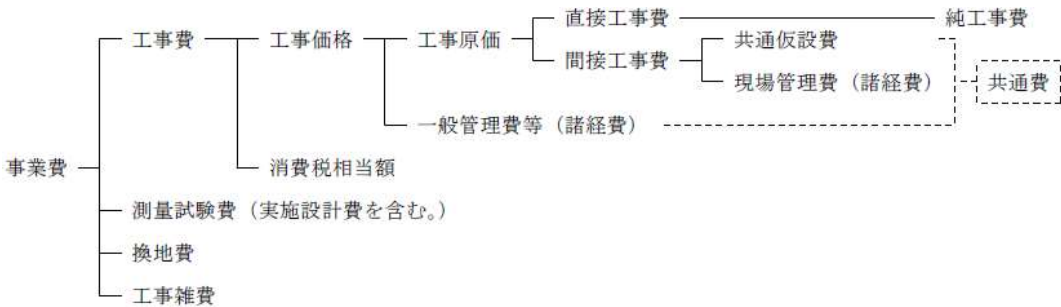
3 建設工事及び製造請負工事

建設工事及び製造請負工事の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

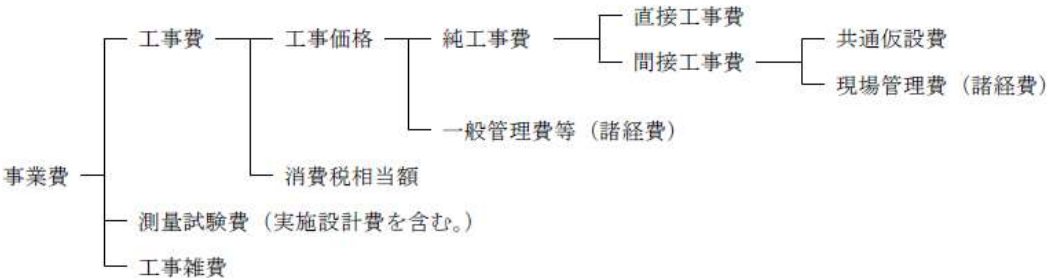
1 工事費 (a) 建設工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費	機械器具は汎用性がないものに限る。
2 実施設計費	
3 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の 2 によるものとする。

別紙3（第3の1関係）

1 簡易な基盤整備
(1) 請負施行の場合



(2) 直営施行の場合

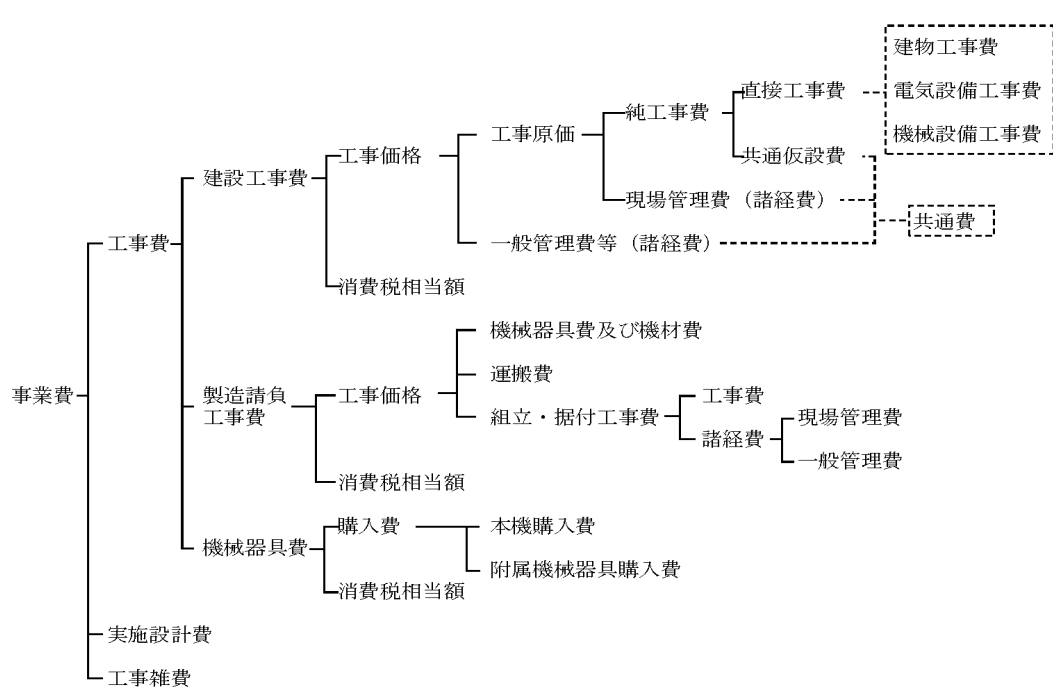


注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要領」に準拠したものである。

2 機械器具

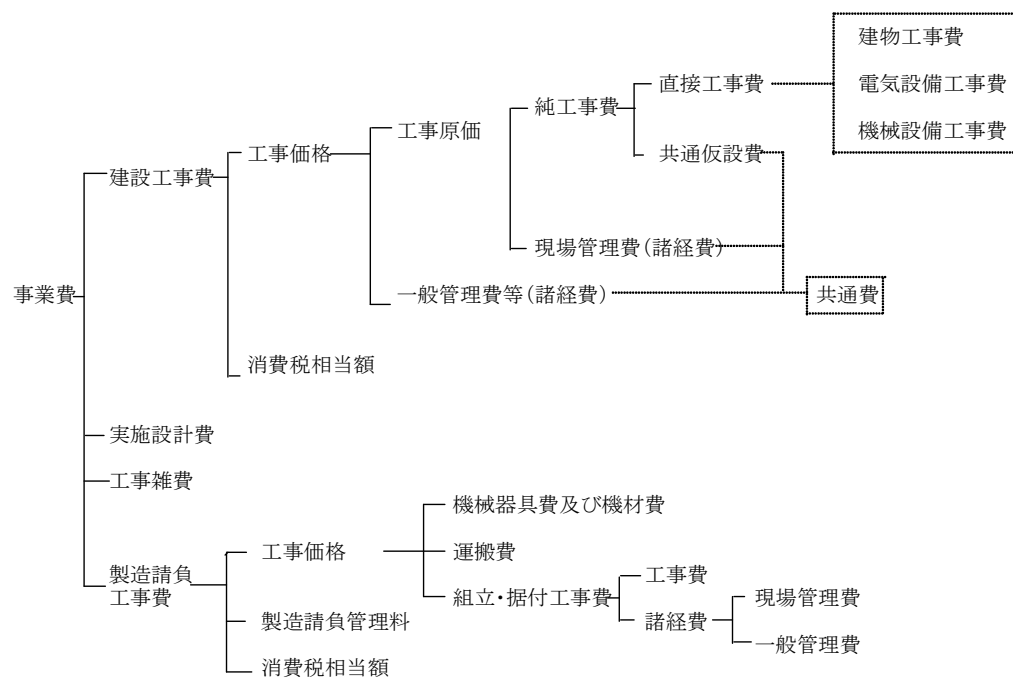


3 建築工事及び製造請負工事
(1) 請負施行の場合



注）この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」、「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準拠したものである。

(2) 代行施行の場合



別紙４（第３の１関係）

共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通して必要となる仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理、試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別紙 5（第 3 の 1 関係）

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店又は支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

別紙6（第3の1関係）

一般管理費

区 分	内 容
役 員 報 酬 従 業 員 給 料 手 当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別紙 7 の 1 （第 5 の 2 関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

都市農業共生推進等地域支援事業

【地域支援型】

都市住民と共生する農業経営への支援（第 2 の 1 の（1））

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・実施要領に定める選定要件を満たしていること。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	都市住民と共生する農業経営の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・市民農園や体験農園の開園等を行う人材の確保が見込まれるか。 ・農作業体験等のイベント開催頻度は妥当か。 ・都市農業者と関わる地域コミュニティの維持が図られるか。
	2	都市住民の農業に対する理解醸成の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業の実施により、都市住民の農業への関心の向上が図られるか。
	小計		20点		
小計			50点		

※ 1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※ 2 必須事項の採択要件を満たさない項目が 1 つでもある場合は不合格となる。

※ 3 共通事項の評価項目のうち、評価 E（0 点）となっている項目が 1 つでもある場合は、不合格となる。

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
他の施策との関連等	1	地域再生計画との関連性	1点	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する取組か。
	2	市区町村の地方計画の策定	1点	都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条に基づく地方計画が策定された市区町村における取組か。
	3	都市農地貸借法の活用	1点	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組かつ、以下に該当する取組か。 ①事業実施主体が地域協議会の場合、農地を借りる都市農業者の年齢が49歳以下 ②事業実施主体が地域協議会を除く団体の場合、農業に常時従事する構成員の年齢が49歳以下
	4	生産緑地地区の指定	1点	生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区を定める取組か。
	5	農福連携の取組	1点	農福連携に関連する取組か。
	6	みどりの食料システム法との連携	最大1点	以下に該当する場合、それぞれに0.5点を加算する。 ①環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項、第21条第1項又は第39条第1項に基づく計画の認定を受けている取組 ②同法第16条1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組
	事業実施主体の適格性		△10点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

別紙 7 の 2 （第 5 の 2 関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

都市農業共生推進等地域支援事業

【地域支援型】

情報発信（マルシェ開催等）に関する支援（第 2 の 1 の（2））

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・実施要領に定める選定要件を満たしていること。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
	個別事項	1	情報発信の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点
2		都市住民の農業に対する理解醸成の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業の実施により、都市住民の農業への関心の向上が図られるか。
小計		20点			
小計		50点			

※ 1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※ 2 必須事項の採択要件を満たさない項目が 1 つでもある場合は不合格となる。

※ 3 共通事項の評価項目のうち、評価 E（0 点）となっている項目が 1 つでもある場合は、不合格となる。

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
他の施策との関連等	1	地域再生計画との関連性	1点	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する取組か。
	2	市区町村の地方計画の策定	1点	都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条に基づく地方計画が策定された市区町村における取組か。
	3	都市農地貸借法の活用	1点	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組かつ、以下に該当する取組か。 ①事業実施主体が地域協議会の場合、農地を借りる都市農業者の年齢が49歳以下 ②事業実施主体が地域協議会を除く団体の場合、農業に常時従事する構成員の年齢が49歳以下
	4	生産緑地地区の指定	1点	生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区を定める取組か。
	5	農福連携の取組	1点	農福連携に関連する取組か。
	6	みどりの食料システム法との連携	最大1点	以下に該当する場合、それぞれに0.5点を加算する。 ①環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項、第21条第1項又は第39条第1項に基づく計画の認定を受けている取組 ②同法第16条1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組
	事業実施主体の適格性		△10点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

別紙 7 の 3 （第 5 の 2 関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

都市農業共生推進等地域支援事業

【地域支援型】

防災協力農地の機能の強化への支援（第 2 の 1 の（3））

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・実施要領に定める選定要件を満たしていること。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
	個別事項	1	防災協力農地の機能強化の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点
2		地域コミュニティの維持の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・都市農業者と関わる地域コミュニティの維持が図られるか。
小計		20点			
小計		50点			

※ 1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※ 2 必須事項の採択要件を満たさない項目が 1 つでもある場合は不合格となる。

※ 3 共通事項の評価項目のうち、評価 E（0 点）となっている項目が 1 つでもある場合は、不合格となる。

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
他の施策との関連等	1	災害対策基本法との関連性	1点	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく地区防災計画と関連する取組か。
	2	国土強靱化地域計画との関連性	1点	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画と関連する取組か。
	3	地域再生計画との関連性	1点	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する取組か。
	4	市区町村の地方計画の策定	1点	都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条に基づく地方計画が策定された市区町村における取組か。
	5	都市農地貸借法の活用	1点	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組かつ、以下に該当する取組か。 ①事業実施主体が地域協議会の場合、農地を借りる都市農業者の年齢が49歳以下 ②事業実施主体が地域協議会を除く団体の場合、農業に常時従事する構成員の年齢が49歳以下
	6	生産緑地地区の指定	1点	生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区を定める取組か。
	7	農福連携の取組	1点	農福連携に関連する取組か。
	8	みどりの食料システム法との連携	最大1点	以下に該当する場合、それぞれに0.5点を加算する。 ①環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項、第21条第1項又は第39条第1項に基づく計画の認定を受けている取組 ②同法第16条第1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組
	事業実施主体の適格性		△10点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

別紙 7 の 4 （第 5 の 2 関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

都市農業共生推進等地域支援事業

【モデル支援型】

都市農業における有機農業等の普及への支援（第 2 の 2 の（1））

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・実施要領に定める選定要件を満たしていること。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5 点】	5 点	A：5 点 B：4 点 C：3 点 D：1 点 E：0 点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10 点】	10 点	A：10 点 B：8 点 C：6 点 D：2 点 E：0 点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10 点】	10 点	A：10 点 B：8 点 C：6 点 D：2 点 E：0 点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5 点】	5 点	A：5 点 B：4 点 C：3 点 D：1 点 E：0 点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30 点		
個別事項	1	有機農業等の普及の実現性 【10 点】	10 点	A：10 点 B：8 点 C：6 点 D：2 点 E：0 点	・有機農業等の普及を行う人材の確保が見込まれるか。 ・農作業体験等のイベント開催頻度は妥当か。 ・今後の都市農業のモデルとなり、他地域への波及が図られるか。 ・都市農業者と関わる地域コミュニティの維持が図られるか。
	2	都市住民の農業に対する理解醸成の実現性 【10 点】	10 点	A：10 点 B：8 点 C：6 点 D：2 点 E：0 点	・事業の実施により、都市住民の農業への関心の向上が図られるか。
	小計		20 点		
小計			50 点		

※ 1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※ 2 必須事項の採択要件を満たさない項目が 1 つでもある場合は不合格となる。

※ 3 共通事項の評価項目のうち、評価 E（0 点）となっている項目が 1 つでもある場合は、不合格となる。

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
他の施策との関連等	1	地域再生計画との関連性	1点	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する取組か。
	2	市区町村の地方計画の策定	1点	都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条に基づく地方計画が策定された市区町村における取組か。
	3	都市農地貸借法の活用	1点	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組かつ、以下に該当する取組か。 ①事業実施主体が地域協議会の場合、農地を借りる都市農業者の年齢が49歳以下 ②事業実施主体が地域協議会を除く団体の場合、農業に常時従事する構成員の年齢が49歳以下
	4	生産緑地地区の指定	1点	生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区を定める取組か。
	5	農福連携の取組	1点	農福連携に関連する取組か。
	6	みどりの食料システム法との連携	最大1点	以下に該当する場合、それぞれに0.5点を加算する。 ①環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項、第21条第1項又は第39条第1項に基づく計画の認定を受けている取組 ②同法第16条1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組
	事業実施主体の適格性		△10点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

別紙 7 の 5 （第 5 の 2 関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

都市農業共生推進等地域支援事業

【モデル支援型】

都市における農村ファンの拡大への支援（第 2 の 2 の（2））

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・実施要領に定める選定要件を満たしていること。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5 点】	5 点	A：5 点 B：4 点 C：3 点 D：1 点 E：0 点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10 点】	10 点	A：10 点 B：8 点 C：6 点 D：2 点 E：0 点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10 点】	10 点	A：10 点 B：8 点 C：6 点 D：2 点 E：0 点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5 点】	5 点	A：5 点 B：4 点 C：3 点 D：1 点 E：0 点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30 点		
個別事項	1	都市における農村ファンの拡大の実現性 【10 点】	10 点	A：10 点 B：8 点 C：6 点 D：2 点 E：0 点	・都市農業を契機として農村への関心に繋がる取組であるか。 ・農村ファンの拡大を行う人材の確保が見込まれるか。 ・農作業体験等のイベント開催頻度は妥当か。 ・今後の都市農業のモデルとなり、他地域への波及が図られるか。 ・都市農業者と関わる地域コミュニティの維持が図られるか。
	2	都市住民の農業に対する理解醸成の実現性 【10 点】	10 点	A：10 点 B：8 点 C：6 点 D：2 点 E：0 点	・事業の実施により、都市住民の農業への関心の向上が図られるか。
	小計		20 点		
小計			50 点		

※ 1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※ 2 必須事項の採択要件を満たさない項目が 1 つでもある場合は不合格となる。

※ 3 共通事項の評価項目のうち、評価 E（0 点）となっている項目が 1 つでもある場合は、不合格となる。

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
他の施策との関連等	1	地域再生計画との関連性	1点	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する取組か。
	2	市区町村の地方計画の策定	1点	都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条に基づく地方計画が策定された市区町村における取組か。
	3	都市農地貸借法の活用	1点	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組かつ、以下に該当する取組か。 ①事業実施主体が地域協議会の場合、農地を借りる都市農業者の年齢が49歳以下 ②事業実施主体が地域協議会を除く団体の場合、農業に常時従事する構成員の年齢が49歳以下
	4	生産緑地地区の指定	1点	生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区を定める取組か。
	5	農福連携の取組	1点	農福連携に関連する取組か。
	6	みどりの食料システム法との連携	最大1点	以下に該当する場合、それぞれに0.5点を加算する。 ①環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項、第21条第1項又は第39条第1項に基づく計画の認定を受けている取組 ②同法第16条1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組
	事業実施主体の適格性		△10点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

別紙 7 の 6 （第 5 の 2 関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

都市農業共生推進等地域支援事業

【モデル支援型】

都市部における防災機能の強化への支援（第 2 の 2 の（3））

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・実施要領に定める選定要件を満たしていること。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
	個別事項	1	防災機能の強化の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点
2		地域コミュニティの維持の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・都市農業者と関わる地域コミュニティの維持が図られるか。
小計		20点			
小計		50点			

※ 1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※ 2 必須事項の採択要件を満たさない項目が 1 つでもある場合は不合格となる。

※ 3 共通事項の評価項目のうち、評価 E（0 点）となっている項目が 1 つでもある場合は、不合格となる。

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
他の施策との関連等	1	災害対策基本法との関連性	1 点	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく地区防災計画と関連する取組か。
	2	国土強靱化地域計画との関連性	1 点	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画と関連する取組か。
	3	地域再生計画との関連性	1 点	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する取組か。
	4	市区町村の地方計画の策定	1 点	都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条に基づく地方計画が策定された市区町村における取組か。
	5	都市農地貸借法の活用	1 点	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組かつ、以下に該当する取組か。 ①事業実施主体が地域協議会の場合、農地を借りる都市農業者の年齢が49歳以下 ②事業実施主体が地域協議会を除く団体の場合、農業に常時従事する構成員の年齢が49歳以下
	6	生産緑地地区の指定	1 点	生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区を定める取組か。
	7	農福連携の取組	1 点	農福連携に関連する取組か。
	8	みどりの食料システム法との連携	最大 1 点	以下に該当する場合、それぞれに0.5点を加算する。 ①環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項、第21条第1項又は第39条第1項に基づく計画の認定を受けている取組 ②同法第16条1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組
	事業実施主体の適格性		△10点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

別紙 7 の 7 （第 5 の 2 関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

都市農業共生推進等地域支援事業

【都市農地創設支援型】

宅地等の農地転換による都市農地の創設への支援（第 2 の 3 の（1））

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・実施要領に定める選定要件を満たしていること。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	都市農地の創設の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・都市農地の創設に関する調査の手法は妥当か。 ・都市農地の創設に関する合意形成に向けた体制づくりが図られるか。 ・創設した都市農地の活用手法、運営体制は妥当か。 ・都市農業者と関わる地域コミュニティの維持が図られるか。
	2	都市住民の農業に対する理解醸成の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・創設した都市農地で都市住民の農業への関心の向上が図られるか。
	小計		20点		
小計			50点		

※ 1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※ 2 必須事項の採択要件を満たさない項目が 1 つでもある場合は不合格となる。

※ 3 共通事項の評価項目のうち、評価 E（0 点）となっている項目が 1 つでもある場合は、不合格となる。

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
他の施策との関連等	1	地域再生計画との関連性	1点	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する取組か。
	2	市区町村の地方計画の策定	1点	都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条に基づく地方計画が策定された市区町村における取組か。
	3	都市農地貸借法の活用	1点	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組かつ、以下に該当する取組か。 ①事業実施主体が地域協議会の場合、農地を借りる都市農業者の年齢が49歳以下 ②事業実施主体が地域協議会を除く団体の場合、農業に常時従事する構成員の年齢が49歳以下
	4	生産緑地地区の指定	1点	生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区を定める取組か。
	5	農福連携の取組	1点	農福連携に関連する取組か。
	6	みどりの食料システム法との連携	最大1点	以下に該当する場合、それぞれに0.5点を加算する。 ①環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項、第21条第1項又は第39条第1項に基づく計画の認定を受けている取組 ②同法第16条1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組
	事業実施主体の適格性		△10点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

別紙 7 の 8 （第 5 の 2 関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

都市農業共生推進等地域支援事業

【都市農地創設支援型】

宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出への支援（第 2 の 3 の（2））

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・実施要領に定める選定要件を満たしていること。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	農的空間の創出の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・農的空間の創出に関する調査の手法は妥当か。 ・農的空間の創出に関する合意形成に向けた体制づくりが図られるか。 ・創出した農的空間の活用手法、運営体制は妥当か。 ・農的空間の創出により形成されるコミュニティの維持が図られるか。
	2	都市住民の農業に対する理解醸成の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・創出した農的空間で都市住民の農業への関心の向上が図られるか。
	小計		20点		
小計			50点		

※ 1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※ 2 必須事項の採択要件を満たさない項目が 1 つでもある場合は不合格となる。

※ 3 共通事項の評価項目のうち、評価 E（0 点）となっている項目が 1 つでもある場合は、不合格となる。

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
他の施策との関連等	1	地域再生計画との関連性	1点	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する取組か。
	2	市区町村の地方計画の策定	1点	都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条に基づく地方計画が策定された市区町村における取組か。
	3	都市農地貸借法の活用	1点	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組かつ、以下に該当する取組か。 ①事業実施主体が地域協議会の場合、農地を借りる都市農業者の年齢が49歳以下 ②事業実施主体が地域協議会を除く団体の場合、農業に常時従事する構成員の年齢が49歳以下
	4	生産緑地地区の指定	1点	生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区を定める取組か。
	5	農福連携の取組	1点	農福連携に関連する取組か。
	6	みどりの食料システム法との連携	最大1点	以下に該当する場合、それぞれに0.5点を加算する。 ①環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項、第21条第1項又は第39条第1項に基づく計画の認定を受けている取組 ②同法第16条1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組
	事業実施主体の適格性		△10点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

別紙 7 の 9 （第 5 の 2 関係）

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

都市農業共生推進等地域支援事業

【都市農地創設支援型】

三大都市圏の特定市以外における生産緑地地区の導入促進への支援（第 2 の 3 の（3））

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・実施要領に定める選定要件を満たしていること。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【5点】	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
	個別事項	1	生産緑地地区の導入の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点
2		市街化区域内農地の保全の実現性 【10点】	10点	A: 10点 B: 8点 C: 6点 D: 2点 E: 0点	・将来にわたって、市街化区域内農地の保全が図られるか。
小計		20点			
小計		50点			

※ 1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※ 2 必須事項の採択要件を満たさない項目が 1 つでもある場合は不合格となる。

※ 3 共通事項の評価項目のうち、評価 E（0 点）となっている項目が 1 つでもある場合は、不合格となる。

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
他の施策との関連等	1	地域再生計画との関連性	1点	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する取組か。
	2	市区町村の地方計画の策定	1点	都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条に基づく地方計画が策定された市区町村における取組か。
	3	都市農地貸借法の活用	1点	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組かつ、以下に該当する取組か。 ①事業実施主体が地域協議会の場合、農地を借りる都市農業者の年齢が49歳以下 ②事業実施主体が地域協議会を除く団体の場合、農業に常時従事する構成員の年齢が49歳以下
	4	生産緑地地区の指定	1点	生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区を定める取組か。
	5	農福連携の取組	1点	農福連携に関連する取組か。
	6	みどりの食料システム法との連携	最大1点	以下に該当する場合、それぞれに0.5点を加算する。 ①環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項、第21条第1項又は第39条第1項に基づく計画の認定を受けている取組 ②同法第16条1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組
	事業実施主体の適格性		△10点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。